

令和3年9月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和3年9月17日（金） 開会 午後2時 1分
閉会 午後2時35分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、

山本正乃委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 木下高志議長、岡地優副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年9月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和3年9月17日(金))

委員長

1 9月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、9月定例県議会に提案させていただく議案について、御説明する。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年9月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

9月定例県議会に提案を予定している議案は、予算3件、条例1件、工事契約の締結1件、財産の取得5件、訴えの提起1件、基本的な計画の策定等1件、事件議決2件の計14件である。また、議案以外では、継続費精算報告などの報告事項が17件であり、合わせて31件となる。

議案の詳細については、このあと企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

初めに一般会計の補正予算案については、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況の変化も踏まえた対策を講じるため、年度末までの医療提供体制等の確保・強化に向けた一層の取組や県内経済活動の回復に向けた支援、さらには公共事業の追加などに要する経費について編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、1,271億6,885万円となったところである。なお、先日国が決定した9月30日までの緊急事態措置期間の延長に伴う飲食店等への協力金に係る経費については、既定予算で対応させていただいている。

次に、条例については、一部改正条例が1件、「埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例」がある。

工事契約の締結については、国道140号大滝トンネル本体工事に係るものである。

財産の取得については、5件あり、抗インフルエンザウイルス薬のほか、県立高校で使用する産業教育設備を取得することについて議決を求めるものである。

訴えの提起については、県営住宅の明渡し等を求める訴訟を提起することについて、議決を求めるものである。

基本的な計画の策定等については、埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更について、議決を求めるものである。

事件議決については、一般会計をはじめとする各会計の前年度の決算を認定に付すものである。

以上で私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しをいただいたので、議案等の詳細を、お手元の資料により御説明申し上げます。

資料1「埼玉県議会令和3年9月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から4番までは「補正予算」及び「条例」である。後ほど、資料2及び3により詳しく御説明させていただく。

5番は「工事請負契約の締結」である。これは、大滝トンネルの本体工事を行うもので、工期は令和7年3月31日までとなっている。別にお配りしている「令和3年9月定例会工事請負契約一覧表」にあるように、請負金額は52億3,589万円、契約の相手方は株式会社大林組、西武建設株式会社及び株式会社斎藤組である。

6番から2ページの10番までの5件は「財産の取得」である。

6番は、国の備蓄計画に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を購入するものである。

7番から10番は、県立高等学校における産業教育設備としてそれぞれレーザー加工機、CNC旋盤、マシニングセンタ、3Dプリンタを購入するものである。

11番は「訴えの提起」であり、県営住宅に不正に入居している者1名に対して、住宅の明渡し等を求める訴えを提起するものである。

12番は「基本的な計画の策定等」であり、現行の埼玉県5か年計画の計画期間が令和3年度で終了することに伴い、新たな5か年計画を策定するとともに、同計画と同一の施策指標を設定している三つの計画について、指標の整合性を図るために変更するものである。

別にお配りしている資料「埼玉県5か年計画の策定及び埼玉県防犯のまちづくり推進計画等の変更について」は、新たに策定する5か年計画の体系等を整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

3ページの13番と14番は「事件議決」であり、13番の「令和2年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」は、一般会計及び14の特別会計について、決算の認定を求めるものである。

14番の「令和2年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」は、病院事業会計をはじめとする五つの公営企業会計について、決算の認定を求めるものである。

次のページ(4ページ)からは「報告事項」である。1番は「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。条例改正1件であり、法律の改正に伴い、規定の整備を行ったものである。2番は「行政報告書」であり、令和2年度の主要な施策の成果について報告するものである。なお、今般、行政報告書を作成する過程において、過年度に提出した平成30年度及び令和元年度の行政報告書の中に誤りがあることが判明した。正誤表も併せて提出させていただくので、よろしく願います。大変申し訳ない。

3番は「内部統制評価報告書」であり、地方自治法の改正に伴い、財務に関する事務の方針及びこれに基づき整備した体制に関する評価について今回から新たに報告するものである。4番と5番は「継続費精算報告」であり、継続年度が終了した一般会計、特別会計及び公営企業会計の事業について報告するものである。5ページの6番は「基金の運用状況報告」であり、定額運用基金である土地開発基金及び美術作品取得基金について報告するものである。7番は「法人の経営状況報告」であり、埼玉県立大学をはじめ合計5件ある。1枚おめくりいただき、6ページの8番は「地方独立行政法人の業務実績評価報告」であり、地方独立行政法人法の規定に基づき、埼玉県立大学の令和2年度の業務実績に関して、評価委員会からの評価結果を報告するものである。9番は「健全化判断比率等報告」であり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。10番は「私債権の放棄に関する報告」であり、埼玉県債権の適正な管理に関する条例の規定に基づき、令和2年度に放棄した私債権の種類、件数及び金額について報告するものである。11番は「観光づくりに関する施策の実施状況報告」であり、埼玉県観光づくり推進条例の規定に基づき、令和2年度における観光づくりに関して講じた施策について報告するものである。12番は「農林水産業の振興に関する施策の実施状況報告」であり、埼玉県農林水産業振興条例の規定に基づき、令和2年度における農林水産業の振興に関して講じた施策について報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、条例案を御説明させていただきます。

資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じます。1番の「埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例」は、都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域において開発許可等を行うことができる区域に含まない区域として土砂災害警戒区域等を追加するものである。

続いて、補正予算案を御説明させていただきます。

資料3「令和3年度9月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じます。

この補正予算案は、副知事から説明があったとおり、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況の変化も踏まえた対策を講じるため、年度末までの医療提供体制等の確保・強化に向けた一層の取組や県内経済活動の回復に向けた支援、公共事業の追加など、当面緊急に対応すべき事業について編成したものである。補正予算の規模は、一般会計で、1,271億6,885万円、企業会計で、2億7,125万円となっている。

それでは、「3 内容」について御説明する。

まず、一つ目の○、「今後の感染状況の変化も踏まえた医療提供体制等の確保・強化」についてである。これは、基本的に当初予算などでお認めいただいた9月末までの新型コロナウイルス感染症対策事業について、年度末まで期間延長等を行うものである。「県民相談窓口体制」は、県民サポートセンターや受診・相談センターの運営等を行い、受診先の確認や医療機関を受診すべきか迷う場合などの相談への対応等を行うものである。「検査・医療提供体制」は、PCR検査や入院医療費の公費負担のほか、空床手当、休止病床手当や入院患者受入協力金など医療機関向けの補助等を行うものである。また、入院調整本部の機能を強化するため、感染拡大期において深夜から早朝にかけて看護師2名を新たに配置する。「保健所の感染者フォローアップ体制」は、各保健所で退院後の感染者や濃厚接触者の健康観察を行う看護師を90人体制から116人体制にするなど体制強化等を図るものである。「自宅・宿泊療養体制」は、喫緊の課題である自宅療養者の健康観察の実施について、宿泊・自宅療養者支援センターにおける看護師を大幅に増やすことなどにより運営体制の強化等を図るものである。「ワクチン接種の副反応等の専門相談窓口体制」は、引き続きワクチン接種専門の相談窓口の運営を行い、副反応等の専門的な相談に対応するものである。

次に、二つ目の○、「県内経済活動の回復とウィズコロナ・ポストコロナ社会への対応」についてである。「事業再構築支援センター（仮称）の設置による中小企業への支援」は、商工会議所連合会及び商工会連合会に事業再構築支援センターを設置し、業態転換などを目指す中小企業に対して、専門家を派遣し、事業再構築に係る計画策定などを支援するものである。「中小企業のオンラインによる販路開拓に向けた支援」は、コロナ禍により従来型の訪問営業などができず、販路開拓に苦慮している中小企業に対し、セミナー開催を通じてオンラインによる営業手法のスキルアップ支援等を行うほか、海外へのビジネス展開を後押しするため、ジェットロと連携し、外国向けプロモーション動画の作成などを支援するものである。「DX推進支援ネットワークを通じたデジタル導入企業の支援」は、県内企業のデジタル実装を加速するため、金融機関をはじめ、国・県・市町村や経済団体、各種の県内支援機関が相互に連携した支援体制に加え、各種支援策や先進事例などを集約したワンストップWebサイトの構築などを進めるものである。

次に、三つ目の○、「公共事業等の追加、適正工期の確保」についてである。「道路・街路事業」及び「河川事業等」は、国庫補助事業の内定差が生じたことにより公共事業等を追加するものである。「繰越明許費の設定」は、コロナ禍で関係機関との協議が難航しているなど、やむを得ない事由により年度末までの完成が難しい工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

おめくりいただき、○、「その他」についてである。「競輪の開催業務の包括民間委託」は、公営競技事業特別会計において、提案競技により民間事業者を選定し、複数年にわたる開催業務委託契約を行うため、債務負担行為を設定するものである。「継続費の変更」は、地域整備事業会計において、寄居桜沢地区産業団地と羽生上岩瀬地区産業団地の整備事業について、追加の地盤対策工事を行う必要が生じたことなどから、継続費の事業終期を令和3年度から令和4年度に延長するとともに、総額の増額を行うものである。

「4 財源」についてだが、今回の一般会計の補正では、特定財源である国庫支出金や新型コロナウイルス感染症対策推進基金からの繰入金などを充てるとともに、新型コロナウイルス感染症対策において、地方創生臨時交付金が不足したことなどから、一部、繰越金を充てている。

資料4は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計、公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、9月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、9月定例会で審議する請願の締切は、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 9月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民8名、県民2名、民主フォーラム1名、公明2名、共産党1名、無所属1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げます。

初日、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。2日目、自民1名、公明1名、共産党1名。3日目、自民1名、県民1名、無所属1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、祝日を除いた開会日前日に当たる9月22日(水)の正午までとするので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとなる。

したがって、質疑質問1日目の9月30日(木)に係るものについては、一問一答式の場合は9月27日(月)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は、9月28日(火)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、9月定例会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

去る9月9日に緊急事態宣言が9月30日まで延長され、本定例会会期中の第7日目まで、同措置の期間内となっているため、去る8月臨時会の対応に、一般質問に係る部分を加えた委員長案を作成したので、お手元の資料2を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

主な点を説明する。

本会議においては、感染リスクを軽減するため、おおむね3分の1の議員に第4委員会室に移っていただき、そちらで審議に御参加いただくことを考えている。

次に、「2 本会議における対応」の(1)議員の出席についてだが、資料2の2枚目を御覧願う。議長、副議長及び議会運営委員会の正副委員長を除き、全議員をAからCに区分した。9月定例会では、本会議が開かれるたびに、Aの議員から順に第4委員会室に移っていただき、休憩ごとにB、Cと交代していく案である。なお、第4委員会室で審議を行う議員についても、本会議に出席したものとみなすこととする。

議員の出席制限の例外として、採決等を行う際は、全議員が議場の議席で審議することを考えている。また、質疑・質問や委員長報告など、登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、議場の議席に御着席いただく。

その他、定めのない事項については、議長が判断することとする。

あわせて、執行部にも必要最小限の出席者とするよう要請することを考えている。

私としては、案のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、案のとおり決定した。

なお、緊急事態宣言の期間は、9月30日までとされているが、本定例会会期中は、同対応を継続して実施することはいかがか。

< 了 承 >

委員長

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

委員長

5 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料3及び資料4に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料3「本会議のテレビ中継予定(案)」を御覧願う。

これまでと同様、9月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様へ、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。一般質問の様子は、質問からおおむね1週間後の夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料4「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「9月定例会ダイジェスト」である。定例会開会日の議会運営委員会、定例会中の本会議の審議風景を、テレビカメラにより収録させていただき、10月24日(日)に放送したいと考えている。

次に、2の「特別委員会だより」である。各特別委員会の審査風景をテレビカメラにより収録させていただき、10月31日（日）及び11月7日（日）に放送したいと考えている。
どうぞ、よろしく願います。

委員長

6 第21回都道府県議会議員研究交流大会についてだが、お手元の資料5に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料5を御覧願う。

今年度も全国都道府県議会議長会主催による都道府県議会議員研究交流大会が予定されている。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、会場での対面開催とオンラインによるハイブリッド方式による開催となった。

資料5の2枚目をお開き願う。

この大会は、共通する政策課題について意見交換等を行い、地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的としている。

開催日程は、11月15日（月）及び11月16日（火）となっている。

1日目は、基調講演と第1分科会、2日目は第2分科会と第3分科会が開催される。

オンライン配信による参加については、参加議員数に制限はなく、希望の方全員が基調講演及び全ての分科会に御参加いただくことができる。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。

委員長

この件については、例年、埼玉県議会会議規則第85条に基づく、議会の議決により、議員を派遣していたが、今回は新型コロナウイルス感染症対策のため、会場とオンラインによる二つの参加方式により、開催される。参加方法について、現下の新型コロナウイルス感染症の厳しい状況に鑑み、議長からオンライン参加のみにしてはどうかとのお話があったが、オンライン参加のみとすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、この場合、会場への派遣という形ではないため、議員が参加するに当たって議会の議決を要しない。

オンライン参加の方法については、後ほど、事務局から御連絡差し上げるが、特に人数制限がないので、議員各位の積極的な参加を願います。

委員長

7 議員政策研修会の開催についてだが、お手元の資料6のとおり、開会日・9月24日（金）の午後1時から開催したい旨、議長からお話があったので、議員各位の御参加を願います。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、講師がオンラインで講演するものを議員各位がそれぞれ視聴する形とする。また、議事堂内会場のモニターでも受講できるようにする。

例年、参加を呼び掛けている各市町村議会正副議長は、オンライン配信による視聴のみとなるので、御承知おき願う。

委員長

8 一般質問における一問一答式の答弁者待機席の変更についてだが、お手元の資料7を御覧願う。

< 確 認 >

委員長

前6月定例会より、答弁者の自席から演壇までの往復時間を短縮するため、一問一答式における答弁者の待機席を設置したが、音響設備の関係で、質問者の声が聞こえにくいことが判明した。このため、資料7のとおり、待機席を現県民生活部長席に移動する案である。なお、席が変わるだけで、登壇等に関する取扱いは変わらない。

この案のとおり変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

9 新たな5か年計画の策定についてだが、先ほど砂川副知事から説明があったとおり、本定例会で同議案が提出されることから、過去の例にならい、新たな5か年計画の策定に関する特別委員会を設置し、審査をいただきたいと考えているが、よいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、今定例会中の本委員会において、5か年計画に関する特別委員会の設置に向けた御協議をお願いしたいと思うので、よろしく御協力願う。

委員長

10 ペーパーレス会議システムの試行導入についてだが、本定例会から、同システムの試行運用を開始する。

試行期間中については、紙媒体の資料と併用する。

これに伴い、議会関係資料の電子化について、議長から執行部に申し入れていただきたいと存じるが、議長、よいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派におかれては、本会議及び委員会への貸与パソコンの持込みについて、所属議員への周知をお願いする。

なお、議会改革検討会において、令和4年度から本格実施と本委員会に報告されている。

これに向けた実施方法や課題等を検討するに当たり、本定例会閉会后に、アンケートの実施を考えているので、併せて御協力をお願いする。

田村委員

急きよではあるが、この場をお借りして、私の方から、決議1件について御提案させていただきたいと思う。

国際社会の度重なる警告にもかかわらず、北朝鮮は弾道ミサイル等の発射を繰り返しており、9月15日には、我が国の排他的経済水域内に落下する短距離弾道ミサイル2発を発射するなどした。我が国の平和と安全を脅かすばかりでなく、国際連合安全保障理事会決議等に明白に違反するこのような暴挙は、断じて容認できない。我が会派としては、本県議会として、北朝鮮に対する断固たる抗議の意思を改めて表明し、最も強い言葉で非難するとともに、国に対し、より一層強化した対応を求める必要があると考える。

そこで、「北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に断固抗議し、制裁措置の厳格な履行等を求める決議」を行うことについて、御配慮願いたいと考えている。

通常の手続を逸脱しているが、時宜を逸しないため、提出させていただきたいと思う。
各会派におかれても、御理解いただくようお願いする。

委員長

ただ今の件について、何か御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、本件については、開会日・9月24日（金）の本委員会において、案文、提案者等を確認の上、同日の本会議に上程することで、いかがか。

< 了 承 >

委員長

11 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、9月定例会開会日・9月24日（金）の朝、午前9時30分とすることで、よいか。

< 了 承 >